6　前項に規定する月別給与等支給額とは、その被相続人の同項各号に規定する調整対象基準年の給与等支給額を当該調整対象基準年において当該被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を当該調整対象基準年において同項の個人が事業を営んでいた月に係るものとみなしたものをいう。

7　法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人について次の各号に掲げる場合に該当する場合の当該個人の適用年における基準雇用者給与等支給額は、当該各号に定める金額とする。

一　次に掲げる場合　一円

イ　平成二十五年以前に当該個人が事業を開始した場合で、かつ、同年において当該個人が国内雇用者に対して給与等を支給していない場合

ロ　平成二十五年以前に被相続人が開始した承継事業を平成二十六年以後に相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合で、かつ、平成二十五年において当該被相続人が国内雇用者に対して給与等を支給していない場合

二　当該個人が法第十条の五の四第二項第四号ロに掲げる場合に該当する場合で、かつ、同号ロに規定する事業を開始した日の属する年において当該個人が国内雇用者に対して給与等を支給していない場合　当該個人の当該事業を開始した日の属する年の翌年以後の各年のうち国内雇用者に対して給与等を支給する最初の年（以下この号において「最初年」という。）に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最初年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該最初年において当該個人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

三　平成二十六年以後に被相続人が開始した承継事業を相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合で、かつ、当該被相続人が当該承継事業を開始した日の属する年において国内雇用者に対して給与等を支給していない場合　当該個人の当該承継事業を承継した日の属する年以後の各年のうち国内雇用者に対して給与等を支給する最初の年（以下この号において「最初年」という。）に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最初年において当該個人が事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該最初年において当該個人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

四　第一号イ又は第二号に掲げる場合に該当する場合（当該個人の適用年が同号に規定する最初年（以下この号において「最初年」という。）に該当する場合を除く。）で、かつ、当該個人が第五項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合　第一号又は第二号に定める金額にそれぞれ同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額（第二号に掲げる場合に該当する場合には最初年を同項第一号又は第二号に規定する調整対象基準年とみなした場合における同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額とし、これらの号に規定する調整対象基準年（第二号に掲げる場合に該当する場合には、最初年。以下この号において同じ。）において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には当該金額に十二を乗じてこれを当該調整対象基準年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。）を加算した金額

8　法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合の適用年における当該個人の同条第二項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額の計算については、当該個人の当該各号に規定する調整対象前年に係る給与等支給額は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年において承継事業を相続により承継した場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該個人の適用年の前年（以下この号において「調整対象前年」という。）に係る給与等支給額については、次に掲げる金額を合計した金額とする。

イ　当該個人の当該調整対象前年に係る給与等支給額

ロ　当該個人の当該調整対象前年において事業を営んでいた月に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額に当該個人が当該承継事業を承継した日から当該適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二　適用年の前年（以下この号において「調整対象前年」という。）において承継事業を相続により承継した場合（第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該個人の当該調整対象前年に係る給与等支給額については、次に掲げる金額を合計した金額とする。

イ　当該個人の当該調整対象前年に係る給与等支給額

ロ　当該個人の当該調整対象前年において事業を営んでいた月（当該承継事業を承継した日の属する月以後の月を除く。）に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額

三　適用年において承継事業を相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合　当該個人の当該適用年の前年（以下この号において「調整対象前年」という。）に係る給与等支給額については、被相続人の当該調整対象前年における給与等支給額に当該承継事業を承継した日から当該適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを当該調整対象前年において当該被相続人が当該承継事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

四　適用年の前年（以下この号において「調整対象前年」という。）において承継事業を相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合　当該個人の当該調整対象前年に係る給与等支給額については、当該個人の当該調整対象前年における給与等支給額に十二を乗じてこれを当該調整対象前年において当該個人が当該承継事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

9　前項に規定する月別給与等支給額とは、その被相続人の同項各号に規定する調整対象前年の給与等支給額を当該調整対象前年において当該被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を当該調整対象前年において同項の個人が事業を営んでいた月に係るものとみなしたものをいう。

10　法第十条の五の四第二項第六号に規定する政令で定める金額は、同項第三号に規定する雇用者給与等支給額から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額とする。

11　法第十条の五の四第二項第六号に規定する政令で定める数は、適用年における給与等月別支給対象者（当該適用年において同条第一項の規定の適用を受けようとする個人が事業を営んでいた各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の同条第二項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数とする。

12　法第十条の五の四第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の同項第三号に規定する支給額から当該支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額（当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該控除した金額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）とする。

13　法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における適用年における前項の規定の適用については、当該個人の同項に規定する控除した金額は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年において承継事業を相続により承継した場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該個人の適用年の前年（以下この号において「調整対象前年」という。）に係る年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の法第十条の五の四第二項第三号に規定する支給額から当該支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額（以下この項及び次項において「一般給与等支給額」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額とする。

イ　当該個人の当該調整対象前年に係る一般給与等支給額

ロ　当該個人の当該調整対象前年において事業を営んでいた月に係る被相続人の月別一般給与等支給額を合計した金額に当該個人が当該承継事業を承継した日から当該適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額